

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「住み、働き、憩う方々に満足いただける、地球環境にも配慮した魅力あふれるまちづくりを通じて、真に価値ある社会の実現に貢献」という基本使命の実現に向けて、「真の企業価値の向上」を目指しており、そのためには企業としての成長と、様々なステークホルダーとの共生とを高度にバランスさせることが求められるものと認識しております。

当該基本使命のもと、当社グループは、株主価値重視の経営を目指しており、監査役制度を維持しながら執行役員制度を導入する一方、取締役会については社外取締役の選任を行う等、業務執行、監査・監督等の区分・統制化をはかりつつ経営の透明性、客観性の確保に努めるとともに、効率的かつ健全なグループ経営のために活力と柔軟性を軸としたマネジメントシステムの再構築を進めております。中でもコーポレート・ガバナンスは最も重要なシステムの一つとして捉えており、当社グループに最も適した仕組みづくりを絶えず追求しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行(株)信託口	85,011,000	6.11
明治安田生命保険(相)	46,882,570	3.37
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)信託口	46,286,000	3.32
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	35,405,232	2.54
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	31,948,032	2.29
東京海上日動火災保険(株)	26,865,000	1.93
(株)三菱東京UFJ銀行	25,963,360	1.86
旭硝子(株)	22,714,072	1.63
CBLDN-STICHTING PGGM DEPOSITARY - LISTED REAL ESTATE PF FUND	22,528,000	1.62
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	19,391,096	1.39

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は上場子会社を有しません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松橋 功	他の会社の出身者											
海老原 紳	その他											
富岡 秀	他の会社の出身者											
江上 節子	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松橋 功	○	——	生活関連サービス会社における経営経験を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点での経営の監督とチェック機能を期待したため。 また、同氏については、会社に対する善管注意義務を遵守し、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏らず、株主共同の利益に資するかどうかの視点から、客観的で公平公正な判断をなし得る人格、識見、能力を有していると会社が判断していることに加え、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」において、同取引所が一般株主と利益相反が生じるおそれがあると判断する場合の判断要素として示されている基準に抵触していないことから、当社取締役として独立性がある（一般株主と利益相反が生ずる虞がない）と判断しております。
海老原 紳	○	——	外交官として培われた豊富な国際経験、知識等を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点での経営の監督とチェック機能を期待したため。 また、同氏については、会社に対する善管注意義務を遵守し、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏らず、株主共同の利益に資するかどうかの視点から、客観的で公平公正な判断をなし得る人格、識見、能力を有していると会社が判断していることに加え、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」において、同取引所が一般株主と利益相反が生じるおそれがあると判断する場合の判断要素として示されている基準に抵触していないことから、当社取締役として独立性がある（一般株主と利益相反が生ずる虞がない）と判断しております。

富岡 秀	○	——	外資系投資銀行におけるマネジメント経験を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点での経営の監督とチェック機能を期待したため。 また、同氏については、会社に対する善管注意義務を遵守し、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏らず、株主共同の利益に資するかどうかの視点から、客観的で公平公正な判断をなし得る人格、識見、能力を有していると会社が判断していることに加え、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」において、同取引所が一般株主と利益相反が生じるおそれがあると判断する場合の判断要素として示されている基準に抵触していないことから、当社取締役として独立性がある（一般株主と利益相反が生ずる虞がない）と判断しております。
江上 節子	○	——	企業戦略、マーケティング戦略及び人材育成等における豊富な知見を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点での経営の監督とチェック機能を期待したため。 また、同氏については、会社に対する善管注意義務を遵守し、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏らず、株主共同の利益に資するかどうかの視点から、客観的で公平公正な判断をなし得る人格、識見、能力を有していると会社が判断していることに加え、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」において、同取引所が一般株主と利益相反が生じるおそれがあると判断する場合の判断要素として示されている基準に抵触していないことから、当社取締役として独立性がある（一般株主と利益相反が生ずる虞がない）と判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査役は、会計監査人（新日本有限責任監査法人）と定期的（概ね1ヶ月に1回の割合）に会合を持ち、監査計画や監査実施状況及び監査結果等の報告を受けるほか、情報・意見交換を行うなど連携をとっております。
常勤監査役は、内部監査室と定期的（概ね1ヶ月に1回の割合）に会合を持ち、内部監査室による内部監査の実施状況及び監査結果についての報告を受けるほか、内部監査室の室員1名が監査役の職務を補佐するための組織である監査役室を兼務し、連携を図っております。
また、監査役会も、会計監査人から監査計画や監査実施体制及び監査結果の報告を受け、連携に努めております。
内部監査室と会計監査人は、それぞれの監査計画、監査結果を情報共有するほか、内部監査室は経営者による財務報告に係る内部統制の報告に関する事務局として、会計監査人による監査と連携して、財務報告に係る内部統制評価等を推進しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
長谷川 和彦	他の会社の出身者										△			
松尾 憲治	他の会社の出身者										△			
高 巖	学者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

会社との関係(2) 更新			
氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長谷川 和彦	○	同氏が2005年6月まで執行役員でありました(株)東京三菱銀行(現:(株)三菱東京UFJ銀行)は、当社の株主(上位10名以内)であり、当社は同社との間に金融取引、不動産賃貸借等の取引がありますが、いずれの取引等もその規模、性質等に照らし、当社と同氏が特別の利害関係を有するものではなく、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	都市銀行における経営経験を活かし、常勤監査役として取締役会の妥当性・適正性の確保を期待したため。 また、同氏については、会社に対する善管注意義務を遵守し、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏らず、株主共同の利益に資するかどうかの視点から、客観的で公平公正な判断をなし得る人格、識見、能力を有していると会社が判断していることに加え、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」において、同取引所が一般株主と利益相反が生じるおそれがあると判断する場合の判断要素として示されている基準に抵触していないことから、当社監査役として独立性がある(一般株主と利益相反が生ずる虞がない)と判断しております。
松尾 憲治	○	同氏が2013年7月まで代表執行役でありました明治安田生命保険(相)は、当社の株主(上位10位以内)であり、当社は同社との間に、金融取引、不動産賃貸借等の取引がありますが、いずれの取引等もその規模、性質等に照らし、当社と同氏が特別の利害関係を有するものではなく、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	生命保険会社における経営経験を活かし、取締役会の妥当性・適正性の確保を期待したため。 また、同氏については、会社に対する善管注意義務を遵守し、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏らず、株主共同の利益に資するかどうかの視点から、客観的で公平公正な判断をなし得る人格、識見、能力を有していると会社が判断していることに加え、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」において、同取引所が一般株主と利益相反が生じるおそれがあると判断する場合の判断要素として示されている基準に抵触していないことから、当社監査役として独立性がある(一般株主と利益相反が生ずる虞がない)と判断しております。
高 巖	○	——	企業倫理、コンプライアンス等における幅広い見識を活かし、取締役会の妥当性・適正性の確保を期待したため。 また、同氏については、会社に対する善管注意義務を遵守し、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏らず、株主共同の利益に資するかどうかの視点から、客観的で公平公正な判断をなし得る人格、識見、能力を有していると会社が判断していることに加え、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」において、同取引所が一般株主と利益相反が生じるおそれがあると判断する場合の判断要素として示されている基準に抵触していないことから、当社監査役として独立性がある(一般株主と利益相反が生ずる虞がない)と判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	7 名
その他独立役員に関する事項	

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役及び社外監査役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	
業績連動型報酬は、年間の金銭報酬について、役員としての職責を果たすことに対する固定報酬と、全社業績及び各人の所管業務における業績を反映させた変動報酬とで構成しております。変動分については、年間の金銭報酬の3割を、全社業績、セグメント毎の業績につき過去実績や年度目標との比較による達成度を評価し、変動分を100とした場合50～200(－50%から＋100%)の範囲で変動するものです。また、株価上昇及び業績向上への貢献意欲や士気を一層高めることで、中長期的な視野に立った株主との価値共有を進めるため、2006年度より株式報酬型ストックオプションを導入しております。取締役の退職慰労金制度については、2006年度の株主総会決議により廃止しております。	
ストックオプションの付与対象者	社内取締役
該当項目に関する補足説明	

2006年より導入の株式報酬型ストックオプション付与対象者は社内取締役であります。社内取締役については、会社経営に責任を負う立場にあり、株主との価値共有を進めることがコーポレート・ガバナンスの観点からも有用であるため、ストックオプションの付与を行っております。なお、ストックオプション制度に関する社内融資制度(当社から直接役員に融資を行う制度)は設けておりません。

【取締役報酬関係】

--	--

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

○取締役及び監査役に支払った報酬

2014年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下の通りとなっております。

(1) 役員区分別の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	基本報酬 (百万円)	ストックオプション (百万円)	対象となる役員 の員数(名)
取締役 (社外取締役を除く)	611	525	86	10
監査役 (社外監査役を除く)	35	35	—	1
社外役員	93	93	—	8

* 上記の「取締役」に支払った報酬は、2014年6月27日開催の第115回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名及び

辞任した監査役(社外監査役)1名を含んでおります。

* 当社では社外役員に対する年金制度は設けておりません。

(2) 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

	報酬等の総額 (百万円)	基本報酬 (百万円)	ストックオプション (百万円)
木村 恵司 取締役会長	105	91	13
杉山 博孝 取締役社長	105	91	13

○開示手段

当社はコーポレート・ガバナンス報告書記載の取締役報酬関係の事項を、有価証券報告書、事業報告においても開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

○役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は次の通りであります。

当社では、取締役報酬総額として1事業年度6億円以内の報酬枠と別枠で新株予約権による報酬として2億円以内の報酬枠を、監査役報酬として1事業年度1億円以内の報酬枠を、それぞれ設定しております。

その内容は、社外取締役、監査役を除く役員に対しては、業績連動型報酬制度と株式報酬型ストックオプション制度を採用しております。

社外取締役については、業務執行から独立した立場であるため、固定報酬のみとしています。

監査役については、監査役の協議に基づき、常勤・非常勤の役割に応じた固定報酬のみとしています。

業績連動型報酬は、年間の金銭報酬について、役員としての職責を果たすことに対する固定報酬と、全社業績及び各人の所管業務における

業績を反映させた変動報酬とで構成しております。変動分については、年間の金銭報酬の3割を、全社業績、セグメント毎の業績につき

過去実績や年度目標との比較による達成度を評価し、変動分を100とした場合 50～200(－50%から＋100%)の範囲で変動するものです。

また、株価上昇及び業績向上への貢献意欲や士気を一層高めることで、中長期的な視野に立った株主との価値共有を進めるため、2006年度より株式報酬型ストックオプションを導入しております。

取締役の退職慰労金制度については、2006年度の株主総会決議により廃止しております。

なお、当該方針については、取締役会において決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポート体制については、取締役会事務局である総務部が適宜必要な説明・情報提供等を行うこととしております。

また、社外監査役のサポート体制については、社外監査役も含めた各監査役の職務を補佐するための組織として監査役室を設置し、専任の室長以下、監査役の職務に関連性の深い他部署業務を兼務する室員4名、計5名を配置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

○業務執行・監督機能に係る概要及び社外取締役に係る事項並びに監査役の機能強化に向けた取組状況

当社は経営・監督機能と業務執行機能の強化、経営の効率化、意思決定の迅速化等を目的として、監査役会設置会社形態を維持しながら2003年4月より執行役員制度を導入しており、執行役員29名がそれぞれの担当領域の業務執行を担っております。また、業務執行に関する重要な意思決定については、「経営会議」で審議を行うこととしております。

取締役会においては、会長、社長又は担当執行役員から当社及びグループ会社の営業活動の状況、内部監査実施状況等について定期的に報告を行っているほか、より一層の経営の透明性を確保すると共に、取締役会による経営・監督機能の実効性を高めるため、社外取締役4名(いずれも独立役員として届出済み)を選任することにより、的確な情報共有と充実した審議を基盤とした経営判断に努めております。

また、2006年7月より、意思決定の迅速化の観点から、緊急性のある入札等による資産の取得等に関する事項について、あらかじめ取締役会が選定した特別取締役の過半数の議決により決定できる仕組みを導入しております。尚、当社において、各社外取締役は、これまでの

経営経験やマネジメント経験等を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点での経営の監督とチェック機能を果たしております。監査役監査に関しては、各監査役が取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べていることに加え、常勤監査役が「経営会議」への

出席、稟議書等の重要書類の閲覧、社内関係各部及びグループ会社の業務執行状況の監査等を行っているほか、会計監査人や財務報告に係る内部統制の報告・評価に関する事項についても所管する内部監査室と定期的に会合を持って連携を図ると共に、監査役会において必要情報を全員で共有し、意見交換や重要事項の協議を行うなどの活動を行うことなどにより取締役の職務執行の監査を行っております。(尚、当社監査役会は、4名中3名が社外監査役(いずれも独立役員として届出済み)であります。)

監査役の機能強化に関する取り組み状況としては、2000年4月より、監査役監査を支える人員・体制を確保するため、監査役の職務を補助するために監査役スタッフとして「監査役室」を設置しているほか、常勤監査役の柳澤裕氏は、2009年6月から2012年4月まで当社経理担当役員を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、会計監査については、法令に基づき、会計監査人を置き、監査を実施しております。

なお、当社では、年齢を踏まえつつ弾力的な運用にも配慮した役員定年に関する内規を設けております。

○各種会議体の内容とその開催状況

各種会議体の概要と開催状況は以下の通りであります。

「経営戦略委員会」は、2003年4月に、当社グループ全体の経営戦略に関する議論を行う場として新設したもので、社長を議長とし、社内取締役、専務以上の執行役員のいずれかに該当する者6名及び社長の指名する者10名で構成され(常勤委員17名(うち社内取締役9名))、定期的に開催しております。2014年度は、8回開催しております。

「経営会議」は、当社グループの業務執行に係る重要な意思決定を行う機関であり、社長(議長)以下、各事業グループ等担当役員15名、常勤監査役2名及び社長の指名する者1名(常勤委員19名(うち社内取締役9名、社外監査役1名))で構成され、原則として毎週1回の頻度で開催しております。2014年度は、51回開催しております。

「投資委員会」(常勤委員8名(うち社内取締役1名＝議長))は「経営会議」の下部組織として、2003年4月に新設したもので、特に重要な投資案件が「経営会議」にかかる場合には事前に議論等を行うことにより、「経営会議」における議論・経営判断の高度化を図る役割を担っております。

「CSR委員会」は、2005年9月に従前の「コンプライアンス委員会」「環境経営委員会」ほかを統合し、当社グループのコンプライアンスに関する重要な事項、環境に関する重要な事項並びに社会貢献及びCSR全般の推進に関する重要な事項の審議を行うための場として設置されたもので、当社の会長、社長(委員長・議長)、各事業グループ及びコーポレートスタッフ担当役員、並びに主要グループ会社社長等で構成され(常勤委員17名(うち社内取締役9名))、社外有識者及び社外監査役1名を含む常勤監査役2名も参加し、年2回の定例開催と適宜臨時開催をしております。また、2012年4月に、当社グループにおけるリスクマネジメントの推進を統括する機関として、当社の会長、

社長(委員長・議長)、リスクマネジメント担当役員、各事業グループのラインスタッフ部署及びコーポレートスタッフ担当役員、並びに主要グループ会社社長等で構成される「リスクマネジメント委員会」(常勤委員18名(うち社内取締役9名))を新設し、社外監査役1名を含む常勤

監査役2名も参加し、年4回の定例開催と適宜臨時開催を実施することとしております。

○監査の状況

内部監査室では、全社的なリスク評価に基づいて策定された中期並びに年次の監査計画にしたがい内部監査を実施し、内部統制の整備・運用状況が適切かどうかを確認しております。監査結果についてはすべて社長に報告すると共に、社長報告後、常勤監査役、コンプライアンス担当役員にも内容を説明しております。また、経営会議、取締役会にもその概要を報告しております。監査において発見された問題点については、監査対象事業グループ・部署等に通知して改善のための措置を求めるとともに、改善の状況についての確認を行っております。

内部監査室スタッフとしては現時点で室長以下計7名を配置しております。

監査役監査では、各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、監査の方針、監査計画等に従って、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しております。また、監査役の職務を補佐すべき組織として「監査役室」を設置し、専任の室長以下、監査役の職務に関連性の深い他部署業務を兼務する室員、総勢5名を配置しております。

会計監査では、会社法及び金融商品取引法に基づき、監査契約を締結している新日本有限責任監査法人は、年間の監査計画にしたがい、監査を実施しております。

○監査報酬等

・業務を執行した公認会計士の氏名：指定有限責任社員・業務執行社員中村 和臣、丸山 高雄、小川 伊智郎

・監査業務に係る補助者の構成：公認会計士18名、その他21名

・当社及び連結子会社が新日本有限責任監査法人に対し支払う報酬（2014年度）

公認会計士法第2条第1項の業務に対する報酬 321百万円

上記以外の報酬 14 百万円

当社の監査公認会計士等に対する報酬については、監査計画に基づく監査日数、当社の規模や業務の特性等の要素を勘案し、監査公認会計士等と協議を行い、監査役会の同意を得た上で、監査報酬を決定しております。

なお、監査役は内部監査室が実施した内部監査結果について定期的に報告を受けております。また、監査役は会計監査人と定期的な情報や意見交換を行うとともに、会計監査人による監査結果の報告を受けるなど、緊密な相互連携をとっております。

○社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容

社外取締役の松橋功、海老原紳、富岡秀及び江上節子の4氏、並びに社外監査役の長谷川和彦、松尾憲治及び高巖の3氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役共に1,000万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由としましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、執行機能と監督・監査機能のバランスを効果的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化、執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図る一方、多様なバックグラウンドを有する社外取締役も加えた取締役会による業務執行の監督機能、及び監査役会による監督・監査機能の整備・運用により、適切なガバナンス体制が構築されているものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	原則として、株主総会開催日より3週間以上前の発送に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	2004年開催の定時株主総会よりインターネットによる議決権行使を可能としております。また、2006年開催の定時株主総会より株式会社ICJ 運営の機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社ホームページにおいて、株主総会招集通知の発送日の前営業日から次年度総会招集通知開示時期まで、株式会社ICJ 運営の議決権電子行使プラットフォームにおいて、株主総会招集通知の発送日から当該総会終了後2年を経過する日まで、それぞれ招集通知、株主総会参考書類等(英訳版含む)を公開しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページにおいて、株主総会招集通知の発送日の前営業日から次年度総会招集通知開示時期まで、株式会社ICJ 運営の議決権電子行使プラットフォームにおいて、株主総会招集通知の発送日から当該総会終了後2年を経過する日まで、それぞれ招集通知、株主総会参考書類等(英訳版含む)を公開しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	○情報開示に関する基本姿勢 三菱地所グループは、ステークホルダーの声を尊重して社会に創造的に働きかける企業を目指し、適正かつ迅速な情報開示により、株主・投資家の皆さまから理解を得られるように努めています。 ○情報開示方針 三菱地所グループは、株主・投資家の皆さまの投資判断に影響を与える決定事実、発生事実、決算情報等の重要情報の開示について、東京証券取引所ほか各証券取引所が有価証券上場規程等において定める基準(以下「適時開示基準」と言います)に則り、情報開示を行います。また、適時開示基準に該当しない情報であっても、株主・投資家の皆さまにとって有用な情報については、積極的な情報開示に努めています。 ○情報開示方法 適時開示基準において開示が求められる会社情報(以下「適時開示情報」と言います)については、東京証券取引所の提供する「TDnet(適時開示情報伝達システム)」等を通じて公開すると共に、公開後すみやかに当社ウェブサイトにも同一情報を掲載します。また、適時開示情報に該当しない情報であっても、株主・投資家の皆さまにとって有用な情報については、迅速かつ公平に当社ウェブサイト等に、当該情報を掲載します。 ○情報開示体制 三菱地所グループでは、事業グループ毎に「情報開示責任者」を任命し、各事業グループから情報開示担当部署である三菱地所広報部(及びIR室)に重要な情報が集約される体制を構築しています。また、適切な情報開示体制及びその運用等の管理・監督、並びに適時開示情報以外で会社の業績や信用に重大な影響を及ぼす恐れがある事項についての開示の要否等の審議を主たる目的として、「情報開示委員会」を開催しています。 ○不明確な情報に対する対応方針 三菱地所グループの会社情報に関して、噂が流布されている場合や、新聞報道がされている場合において、株主・投資家の皆さまの投資判断に影響を及ぼすと認められ、噂や報道の真偽を明らかにする必要があるときには、「TDnet(適時開示情報伝達システム)」等を通じて、適切な開示を行います。 ○沈黙期間 当社では、決算情報の漏洩を防止し、公平性を確保するため、決算発表日の2週間前から決算発表時までを沈黙期間と定めています。この期間中は、当該決算に関する質問への回答やコメントを控えています。但し、沈黙期間中においても、公表された直近の業績予想から大きな差異が生ずる見込みが出た場合には、「TDnet(適時開示情報伝達システム)」等を通じて適切な開示を行った上で、質問に対応します。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに、5月頃に決算説明会を、11月に第2四半期決算説明会を開催、取締役社長が説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、FACT BOOK、有価証券報告書、四半期報告書、株主の皆様へ(旧事業報告書)、コーポレート・ガバナンスに関する報告書、中長期経営計画等をホームページ(http://www.mec.co.jp/j/investor/index.html)に常時掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署はIR室。 IR担当役員は取締役常務執行役員大草遼。 IR事務連絡責任者はIR室長玉木慶介。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの	三菱地所グループ基本使命、行動憲章、行動指針を策定し、各ステークホルダーの声を

立場の尊重について規定	尊重し社会に創造的に働きかけるよう定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	三菱地所グループでは基本使命、行動憲章等に基づき、「誠実な行動」「お客さまからの信頼」「活力のある職場」の3つを柱としてCSR活動を推進しております。CSR推進体制としては、法務・コンプライアンス部及び環境・CSR推進部を事務局とし、社長を委員長とするCSR委員会を設け、その下部組織としてコンプライアンス協議会、環境・CSR協議会を設置しております。 また、CSRへの取組をとりまとめたCSR報告書を毎年度発行しております。CSRの重点課題の一つである環境共生への取組については、環境担当役員を任命し、環境・CSR推進部を中心に積極的に展開しており、環境マネジメントシステム(EMS)については、グループ各社を含む4組織でISO14001の認証を取得しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	三菱地所グループ行動憲章のほか行動指針において、情報を適切に開示するよう方針を示しております。特にお客さまに対しては、商品・サービスに関する情報を不利益な情報も含め、お客さまの立場に立って適時適切に明確且つ分かり易く提供し、公正な取引に努めることを行動指針に明記しております。また、証券取引所の適時開示基準によって開示が求められている事項のみならず、株主・投資家にとって有用な情報について積極的かつ適時適切に開示できるよう、社内規則として情報開示規則を定め、社内体制整備の強化を図っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

○内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では、当社グループの保有する情報資産を適切に取り扱い、情報セキュリティを継続的に実践し、向上させるため、「三菱地所グループ情報管理基本規程」に基づく組織体制を構築し、リスクマネジメント委員会が全社的な統括を行う。

そうした体制の下、具体的には、当社の保有する情報の保護や取扱いに必要な管理対策全般について定める「情報管理対策規程」及び「情報取扱規則」、文書の保存方法・期間や廃棄ルール等、文書の保管及び廃棄に関する管理対策を定める「重要書類保管規則」「処理済文書整理規則」、情報システム及び電子情報の保護に関する管理対策を定める「情報システム取扱規則」等の社内規則を定め、それらの運用を通じて、取締役の職務の執行に係る情報の適切な保存及び管理を行う。

2. 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループでは、当社グループが企業経営を行っていく上で、事業に関連する内外の様々なリスクを適切に評価及び管理し、当社グループの企業価値を維持・増大していくために、当社グループにおける全ての事業活動を対象としてリスクマネジメントを実践する。

具体的には、当社グループの全ての役職員によって遂行されるべきリスクマネジメント体制を制度化することにより適切なリスクマネジメントを実現するべく、「三菱地所グループリスクマネジメント規程」を制定し、その定めにより、当社において、当社グループのリスクマネジメントの推進を統括する機関として「リスクマネジメント委員会」を、また、リスクマネジメントに関する情報の集約等、実務的な合議体として「リスクマネジメント協議会」をそれぞれ位置づけるほか、取締役会の決議により任命されたリスクマネジメント担当役員をリスクマネジメントの統括責任者とし、各事業グループプラインスタッフ部署長及びコーポレートスタッフ部署長等を「リスクマネジメント責任者」とし、また当社グループ各社に「リスクマネジメント担当責任者」を定め、事業グループ内管理とその統括を行う形でリスクマネジメントを実施する。

一方、こうしたリスクマネジメント体制を基礎としつつ、当社においては、具体的事業の中で、特に重要な投資案件については、業務執行に係る重要事項の全社的意思決定機関である「取締役会」や「経営会議」での審議の前に、経営会議の諮問機関である「投資委員会」で審議を行い、リスクの内容や程度、リスクが顕在化した場合に備えた対応策等についてチェックを行う。

また、緊急事態発生時の行動指針や連絡・初動体制については、取締役会の決議により防災担当役員を任命してその整備に当たることとしており、「緊急事態対応マニュアル」や大地震、大火災、爆発等の非常災害に係る事前の予防対策や災害発生時の体制等に関する「災害対策要綱」を定め、定期的な訓練や見直し、拡充を行うと共に、非常時における事業継続を目的とする事業継続計画についても、「三菱地所グループ事業継続計画ガイドライン」に基づき策定した「事業継続計画基本計画書」「事業継続計画行動計画書」を運用し、適宜改定を行うことにより、環境変化に対応する。

内部監査室は、リスクマネジメントの実効性を高めるべく、「内部監査規程」に従って内部監査活動を行う。

3. 当社の取締役並びに子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループでは、企業の社会的責任を果たしていく中で、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために、当社グループに適した経営機構の整備を絶えず追求する。この方針の下、当社では、経営監督機能と業務執行機能の強化、経営の効率化及び意思決定の迅速化等を目的として、執行役員制度を採用するほか、入札案件等に対する機動的な意思決定を目的として特別取締役制度を導入し、更には担当役員制や「取締役会規則」「稟議規程」等の社内規則に基づく職務権限及び意思決定ルールの整備により、効率的に職務の執行が行われる体制とする。

4. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループでは、「三菱地所グループ基本使命」「三菱地所グループ行動憲章」「三菱地所グループ行動指針」を定め、その徹底を図ることで、役職員が遵守すべき行動規範を示すと共に、当社では、CSR委員会による全社的な統括、法務・コンプライアンス部による予防法務活動、コンプライアンス推進活動及びリスクマネジメント推進活動、内部監査室による内部監査活動、社外取締役導入による取締役会の経営監督機能の強化、監査役による監査活動等を通じて、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。また、当社では、「コンプライアンス規程」の定めに基づき、取締役会の決議により、当社全体のコンプライアンスに関する総合的な管理及び推進業務を担当する「コンプライアンス担当役員」を任命するほか、各部署長に対しては「コンプライアンス推進委員」を委嘱し、各部署においてコンプライアンスの率先垂範を求める。このほか、コンプライアンスに関する相談及び連絡等の当社グループ及び取引先も含めた窓口として社内及び社外にヘルプラインを設置し、運用する。

5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループでは、グループ全体の行動規範となる「三菱地所グループ基本使命」「三菱地所グループ行動憲章」「三菱地所グループ行動指針」等を定め、CSR委員会による統括の下、その徹底を図ることで、グループをあげて遵法経営の実践、企業倫理の実践及び業務の適正の確保に努める。

また、当社グループでは、当社の各事業グループプラインスタッフ部署に所管事業領域におけるグループ会社に係る業務を担当させるほか、経営企画部の部内組織としてグループ会社の経営推進とスタッフ機能の支援を主な任務とする「経営企画部グループ経営推進室」を設置し、全社経営計画とグループ会社に関する施策を運動させる体制を構築すると共に「三菱地所グループ経営規程」の運用を通じて、一定の重要事項については必ず当社とグループ会社が協議ないし情報交換を行うこととすることなどにより、グループ会社の経営の適正、効率性の促進とリスクマネジメントの強化に努め、当社グループ全体の価値最大化の達成を目標としてグループ経営に取り組んでいる。更には、当社グループにおける財務報告の信頼性の確保に向け、「三菱地所グループ／財務報告に係る内部統制の基本的な方針（基本規程）」を定め、金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制報告制度に適切に対応する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実行性の確保に関する事項

「監査役監査基準」及び「職制」の定めにより、監査役の職務を補助すべき組織として「監査役室」を設置する。監査役室には、専任の室長以下、監査役の職務に関連性の深い他部署業務を兼務する室員若干名を配置する。

監査役室の室長は、監査役の指示に従い所属員を指揮し担当事務を遂行する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室長の人事異動、懲罰等については、常勤監査役の同意を得た上で行うこととする。監査役室員の人事異動、懲罰等については、監査役室長と事前に協議の上行うこととする。

8. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社では、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、取締役、使用人を問わず、速やかにその旨を監査役に対して報告することはもとより、稟議書等の重要書類については社内規則により書類回覧を義務づける。また、内部監査室による内部監査結果、法務・コンプライアンス部によるコンプライアンス推進活動の状況、リスクマネジメント活動の状況、コンプライアンスに関する相談及び連絡等の当社グループ及び取引先も含めた窓口として当社内及び社外に設置したヘルプラインの運用状況等、監査役の職務上必要と判断される事項について定期的に報告を行う。また、「三菱地所グループ経営規程」等の定めにより、グループ会社の取締役等や使用人より報告を受けた事項について、常勤監査役が出席する経営会議等において情報共有を図る。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループでは、全ての役職員は、「三菱地所グループリスクマネジメント規程」の定めにより、リスクに関わる情報を収集し報告する責任を負うと共に、公益通報者保護法を踏まえ、当社内及び社外に設置したヘルプラインについて、相談・連絡者に対する保護や是正措置等の通知に係る対応方針等を定めた「ヘルプライン運営規則」に基づき運用すること等により、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、「監査役監査基準」の定めにより、職務の執行上必要と認める費用について、予め会社に請求することができ、また、緊急又は臨時に支出した費用については、事後会社に償還を請求することができる。

当社は、監査役会の請求に基づき、監査役の職務の執行に必要な費用を支払う。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、「監査役監査基準」の定めに従い、取締役社長をはじめとする当社経営陣、法務・コンプライアンス部、内部監査室、及び当社会計監査人等と定期的に会合を行い、意見交換等を行う。

また、常勤監査役は、経営会議等重要な会議に出席する。

<別紙>「当社グループのコーポレート・ガバナンス体制」参照

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、反社会的勢力との関係を遮断する。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループでは、「三菱地所グループ行動指針第2章」において、反社会的勢力との関係遮断に関する方針を定め、具体的な対応に関してはマニュアルを整備するとともに、社内体制として、反社会的勢力排除に係る対応統括部署及び不当要求防止責任者を設け、社内各部にも担当者を設置している。反社会的勢力に関する情報については、警視庁外郭団体の主催する研修会への出席等によって、収集に努めるとともに、場合によっては警察、弁護士等外部の専門機関と連携の上遮断を実施している。また、社内担当者及び一般社員に対しては、反社会的勢力からの不当要求事例や注意喚起等を定期的に周知している。

2011年10月までに全ての都道府県において暴力団排除条例が施行されたことに伴い、当社グループでは、反社会的勢力排除に向けた社会の要請に応えるとともに、反社会的勢力と取引関係を持つリスクを予防・抑止するため、当社グループが使用する各種取引契約書に規定すべき「暴力団等反社会的勢力排除モデル条項に係るガイドライン」を制定している。また同条例により、事業者に対して契約の相手方や媒介者等関係者の反社会性を確認することが努力義務として課されることになったことに伴い、当社グループにおける新規取引先等に対する反社会性のチェック態勢を定めた「新規取引先等コンプライアンスチェックに係るガイドライン」を制定している。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要、基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要、並びに各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由は、以下の通りであります。
なお、当社は、2013年6月27日開催の当社第114回定時株主総会における承認決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を更新しております。
また、2011年6月1日に2011年度を初年度とする中長期経営計画「BREAKTHROUGH 2020」（2011～2020年度）を策定・公表しております。

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。
当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。
しかし、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。
当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループの企業価値は、不動産に関連する様々な事業・資産のポートフォリオをベースとし、これらの組み合わせや相互補完によりもたらされるシナジーにより高められると共に、不動産事業に関する専門的な知識、深い経験、ノウハウによって支えられています。具体的には、従来から強みがあり、収益の柱となっている、資金投下によりデベロップメント事業を行う「投資開発事業領域」と、「オフィス（PM・リーシング）」、「商業・物流」、「投資マネジメント」、「設計監理」、「ホテル」、「不動産サービス」等、グループ力を生かしてソリューションサービスを提供する「マネジメント・サービス事業領域」との間のバリューチェーンを強化し、ハード・ソフト一体で顧客起点の価値創造を行うという視点から、オフィスビル、住宅、商業施設、ホテル等の開発やこれらを組み合わせた複合開発、更にはより広範にわたる面的な開発等、様々なプロジェクトを推進しております。こうした様々な事業の推進にあたっては各ステークホルダーとの信頼関係の構築が不可欠であり、長期的視野に立った総合的なまわりの事業価値の最大化につながる重要な要素と考えております。
2011年度を初年度とする中長期経営計画「BREAKTHROUGH 2020」（2011～2020年度）においては、国内市場の成熟化やグローバル化等、当社グループを取り巻く経営環境の変化を踏まえ、より長期的な視点で経営方針を定めるべく、10年間の長期基本戦略と3年間の中期戦略を定め、着実に事業に取り組んで参りました。2014年度からの中期経営計画では、本計画期間を、企業価値向上を実現する3年間と位置付け、各事業領域における開発機能の更なる強化や、グループ内の連携、バリューチェーンの強化を推進すると共に、中期経営計画を実現するための組織体制の整備を行っております。あわせて、財務体質の強化を目的とした資産ポートフォリオマネジメント及びリサーチ機能の拡充等による経営基盤の強化、適切な経営資源配分による事業ポートフォリオマネジメントの推進等を全社的テーマとして設定し、災害に強い街づくりの意識を重視しながら、人々のワークスタイル・ライフスタイルへの安心・安全・快適を軸にした新たな価値の提案・提供を行い、グループとして持続的に成長し社会に貢献する会社を目指し、企業価値・株主共同の利益の向上に鋭意取り組んで参ります。また、経営の透明性及び効率性を確保し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼をより高め、企業価値の向上を図る観点から、コーポレートガバナンス機能の充実が経営上の重要な課題であると認識しております。当社は、経営監督機能と業務執行機能の強化、経営の効率化及び意思決定の迅速化等を目的として執行役員制度を採用する一方で、取締役会13名中4名を社外取締役とし（2013年6月27日現在）、取締役会の経営監督機能の強化を図ると共に、経営陣の株主の皆様に対する責任をより一層明確化するため、取締役の任期を1年としております。そのほか、内部監査室による内部監査活動、社外アドバイザーも加えたCSR委員会による全社的な統括等を通じて、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。
当社の利益配分については、株主の皆様に対する安定的な利益還元に努めていくことを基本としながら、丸の内再構築をはじめとする今後の事業展開に伴う資金需要にも配慮しつつ、当社グループの業績の水準等を総合的に勘案し、連結配当性向25～30％程度を目処として決定していきたいと考えております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）の内容の概要

(ア) 本プランの目的

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止すると共に、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

(イ) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20％以上を取得しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランに定める新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議がなされた場合に、当該決定時以降に限り当社株式の大量買付を行うことができるものとされています。
当社は、本プランにおける対抗措置の発動の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会において、その客観的な判断を経るものとしております。
買収者は、買付の開始に先立ち、買付の内容の検討に必要な所定の情報を提供するものとされ、また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買収者の買付の内容に対する意見や代替案等の情報を提供するように要求することができます。
独立委員会は、買付の内容や当社取締役会の代替案の検討、買収者との協議・交渉等を行い、かかる検討等の結果、買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株式の大量買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社取締役会に対して、買収者による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる対抗措置の発動を勧告します。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行います。
また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主意識確認総会を招集し、株主の意思を確認することがあります。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、1個の新株予約権につき、最大1株までの範囲内で当社取締役会が定める数の当社株式が発行されることから、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50％まで希釈化される可能性があります。
本プランの有効期間は、原則として、2013年6月27日開催の第114回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

3. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中長期経営計画、コーポレートガバナンスの強化及び株主に対する安定的な利益還元等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。
また、本プランは、当社株式に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランについては「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則の要件を完全に充足していること、第114回定時株主総会において株主の皆様との承認を得ていること、一定の場合に株主意識確認総会において株主意識を確認することとしていること、及び取締役の任期は1年であり、また当社取締役会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等株主意識を重視するものであること、独立性の高い社外取締役によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用し助言を受けることができるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではありません。

4. 本プランの公開

その他本プランの詳細につきましては、当社ホームページの下記URLに掲載しております、2013年5月15日付当社プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照下さい。
http://www.mec.co.jp/j/news/archives/mec130515_timely_disclosure.pdf

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る2015年4月1日現在の社内体制の状況は、以下の通りです。

1. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社グループでは、「三菱地所グループ基本使命」「三菱地所グループ行動憲章」及び「三菱地所グループ行動指針」を制定し、その中で、ステークホルダーの声を尊重して社会に創造的に働きかける企業を目指し、適正かつ迅速な情報開示により、株主・投資家等から理解を得られるように努める旨を宣言しています。これは当社及びグループ会社の社員にとって、情報開示について取るべき基本姿勢を明示した規範となっています。

こうした基本姿勢を踏まえて、東京証券取引所ほか各証券取引所の適時開示基準によって開示が求められている事項のみならず、株主・投資家にとって有用な情報について積極的かつ適時・適切に開示できるよう、「情報開示規則」をはじめとする複数の社則（※）が基準を明示して、情報収集・報告、書類の起案・機関・会議体への上程・関係部との協議・通知等を義務づけることにより、重要な情報が各事業グループ（グループ会社を含む）等から当社経営陣及び情報開示担当部署である「広報部」に伝達、集約される体制を構築しています。（体制及び情報伝達フローについては、別紙参照）。

（※）取締役会規則、稟議規程、経営会議規程、グループ経営規程、内部情報等管理規則 等
具体的には、（1）各事業グループ等毎に任命された「情報開示責任者」が各事業グループ等（グループ会社を含む）における適時開示情報等の情報収集と広報部への報告を行います。（2）広報部は情報開示責任者から収集した情報をはじめ、様々なルートを経由して収集した情報群について、当該情報の所管部署及び経営企画部、総務部等の関係各部署等と適宜協議の上、証券取引所の開示基準に該当するか否か、該当しないとしても任意に開示を行うかどうかを含めて具体的開示方法に関する分析・判断を行って、担当執行役員の決裁及び当該情報の所管部署への回議を経た後に、情報開示を行います。（3）特に、担当執行役員が必要と認める場合には、「情報開示委員会」を開催し、その審議を経た上で情報開示の要否等を決定します。なお、情報開示委員会とは、「情報開示規則」に則った適切な情報開示体制及びその運用等の管理・監督並びに適時開示情報以外で会社の業績や信用に重大な影響を及ぼす恐れがある事項等についての開示の要否等の審議を主たる目的とした会議体であり、経営企画部、経理部、広報部、総務部、法務・コンプライアンス部の担当執行役員及び部長を構成メンバーとしております。

情報開示に関する決裁書類は内部監査室、常勤監査役にも回覧されます。

これとは別に、金融商品取引法、企業内容等の開示に関する内閣府令等に基づき、決算情報、経理・財務情報を中核とする法定開示事項については、経理部にて書類作成の上、社内決裁を経て財務局等所定の提出先に提出し、公衆の縦覧に供されています。

2. 適時開示に係る社内体制のチェック機能

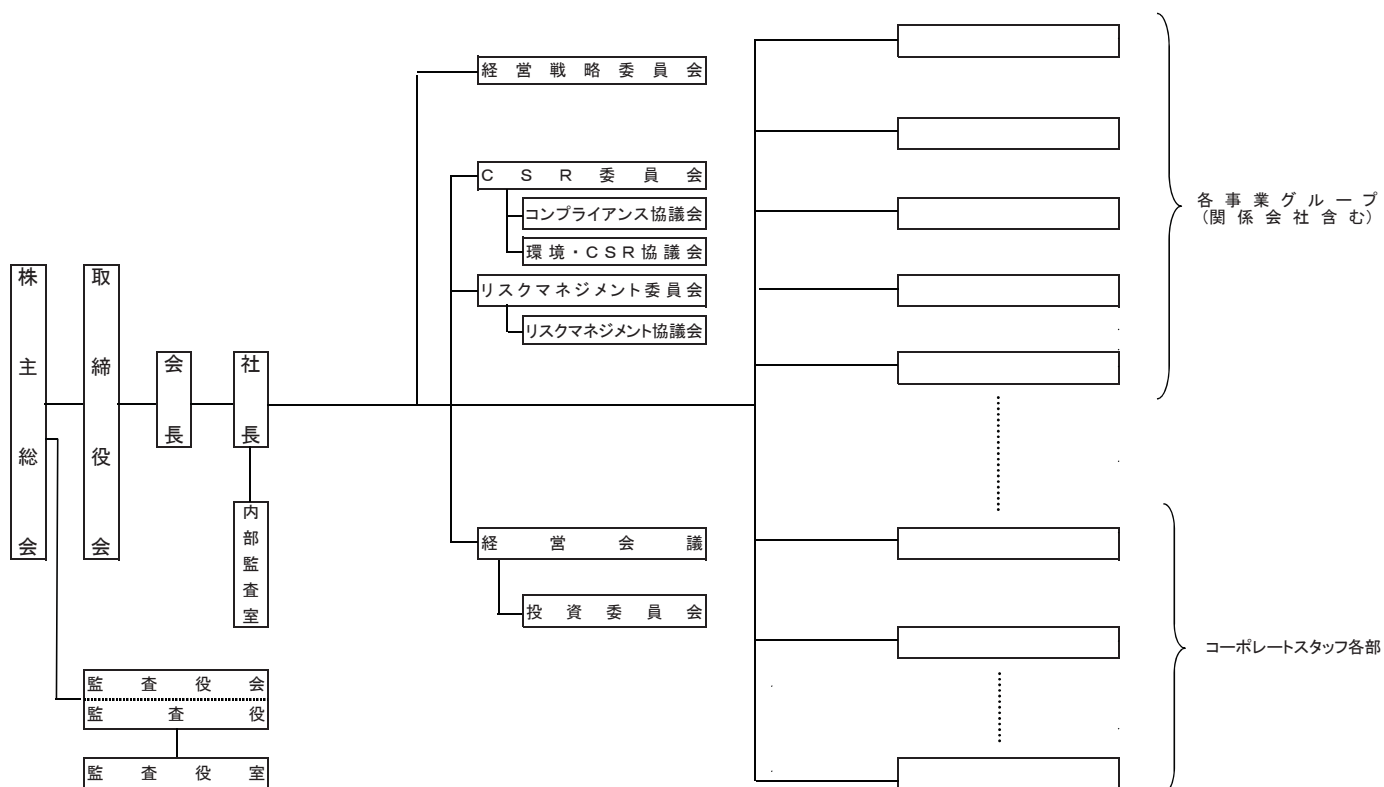
当社では、経営諸活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、その結果に基づく経営意思決定への有用な情報の提供並びに内部管理体制の継続的な改善・合理化への助言・提案を通じて事業目標達成に寄与することを目的として、当社及びグループ会社の業務全般を対象に内部監査を行う組織である「内部監査室」を設置しており、同室によって計画的に監査が行われています。

同室の監査では、法令・行動憲章・社則・経営計画等の規範が求めている内部統制・内部管理が適切に行われる仕組みやルールが現実構築されているか、また、構築されているとしても実効的な運用が確保されているか、といった視点から、日常的にチェックが行われており、かつ監査結果については定期的に取締役会で報告される等、情報の秘匿やずさんな伝達漏れの防止に寄与しています。

また、当社ではCSRの推進を図る目的で、経営トップで構成しコンプライアンスを含むCSR全般に関わる重要事項を審議する「CSR委員会」を設けています。また、「法務・コンプライアンス部」を設置し、コンプライアンス違反事故予防に資する相談や業務マニュアル内容の指導、コンプライアンスに係る啓発活動等を日常的に実施しています。これにより、重要なマイナス情報が仮に存在する場合でも、経営陣への速やかな情報伝達が促進され、適時公正な開示につながっています。

＜別紙＞「会社情報の適時開示に係る社内体制の状況」参照

三菱地所グループのコーポレート・ガバナンス体制



会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

